

平成28年度の独立行政法人工業所有権情報・研修館における
中小企業者に関する契約の方針

平成28年9月

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、平成28年度の独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という）における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

- (1) 平成28年度の情報・研修館における官公需総実績額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額比率が71.8%になるよう努めるものとする。
- (2) 中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者（創業10年未満の中小企業者）については、平成26年度における情報・研修館の官公需契約実績21百万円の約2.6%程度と推計されることを踏まえ、平成29年度までに概ね3.6%とすることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。また、平成26年度実績値が推計値であることを踏まえ、今後、新規中小企業者の契約実績等の把握に努める。
- (3) 本方針の策定や実績及び課題の把握等を行い方針に定めた措置等の円滑な推進を図るため、情報・研修館に推進本部を設置する。
推進体制は、別紙のとおりとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

情報・研修館における中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次の事項について取り組むこととする。

- (1) 官公需情報の提供の徹底
 - ・ 物件、工事及び役務（以下「物件等」という）であって、一般競争、企画競争又は公募による調達情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、情報・研修館ホームページへの掲載等により、引き続き中小企業・小規模事業者に提供するものとする。
- (2) 官公需情報ポータルサイトの活用の促進
 - ・ 情報・研修館と取引等のある中小企業・小規模事業者に対して官公需情報ポータルサイト（<http://www.kkj.go.jp/s/>）を紹介する等、当該サイトの活用を促進するものとする。
- (3) 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫
 - ・ 物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする

発注仕様書の作成に努めるものとする。また、総合評価落札方式の活用にあたっては、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

- ・ 物件等の発注にあたっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するものとする。
- ・ 中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、説明会から入札までの期間を十分に確保するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

情報・研修館における新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

- (1) 契約相手が新規中小企業者であるときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」(<https://u10sme.smr.j.go.jp/>)への登録を促すものとする。
- (2) 物件等の発注にあたっては「ここから調達サイト」等を利用し、可能な限り新規中小企業者に競争への参加を促すものとする。
- (3) 中小企業等協同組合（昭和24年6月1日法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の確保に努めるものとする。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- (1) 上記第1（3）で設置した推進本部は、国等における優良な取り組み等の情報を適宜収集して情報・研修館内に共有を図り、中小企業者の受注の機会の増大を推進するものとする。
- (2) 推進本部は、中小企業者・小規模事業者の契約実績（新規中小企業者の契約実績も含む）を踏まえ、必要に応じて改善策を検討する等、中小企業者の受注の機会の増大に必要な措置を講ずるものとする。

独立行政法人工業所有権情報・研修館における中小企業者に関する契約の方針 推進体制

推進本部

本部長	理事長
副本部長	理事
本部員	総務部長
	知財情報部長
	研修部長
	知財人材部長
	知財活用支援センター長
	地域支援部長
	相談部長
	知財戦略部長
(事務局)	総務部)